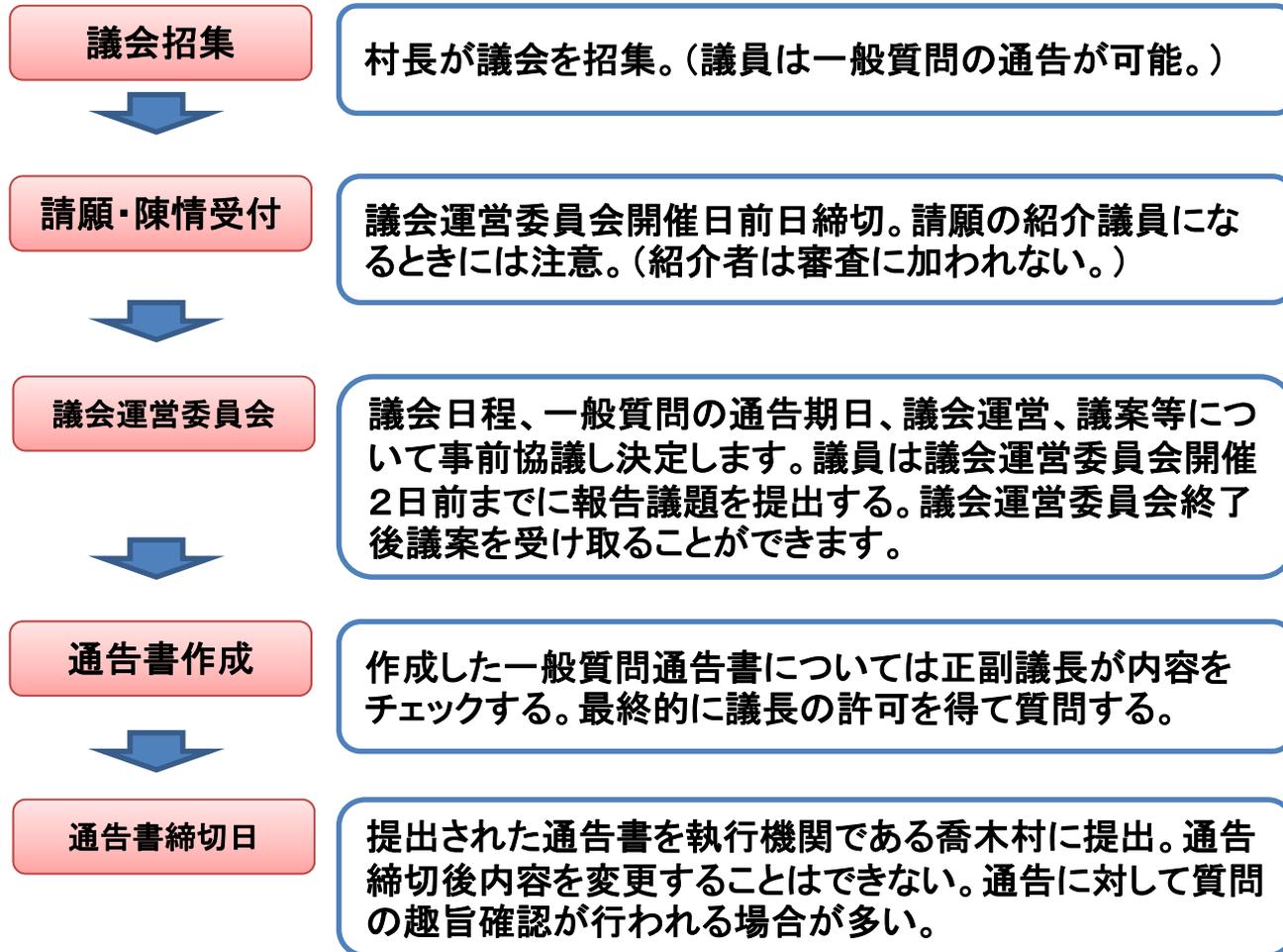


# 議会運営の概要と流れ

- 喬木村議会定例会は3月、6月、9月、12月の年4回と条例で定められています。
- 開会から閉会までの会期(期間)は概ね20日前後です。
- 議会は通常村長が招集し、日程会期等は議会運営委員会で協議し、本会議に諮って決定致します。
- 議場で行う本会議は、開会(初日)、一般質問、閉会(最終日)の3日間です。
- 本会議初日に上程された議案のうち即決議案を除いて各常任委員会へ付託し、慎重審議をして委員会としての意思を決定します。
- 議案を手にしてから調査研究を行い、限られた期間で住民代表として意思決定しなければなりません。
- 議会運営は秩序を大切にします。質疑・発言・一般質問等全て議長の許可なく行うことができません。

# 喬木村議会開会前の流れについて



# 喬木村議会の流れについて(本会議1日目)

## 本会議(開会日)

開 会

議長の開会宣言、議事日程の決定等。

提出議案説明

村長挨拶の後、村長、課長等が提出議案の説明を行います。

常任委員会へ付託

質疑の後、各常任委員会で集中的に審査するために付託します。自分が所属する常任委員会に付託される議案については、質疑しません。委員会で質疑します。

## 全員協議会(初日)

全員協議会

議長主宰で村長・議会の協議報告、意見調整等行います。議員の活動報告、広域連合会議等の報告など連絡調整が図られます。

議員全員協議会

喬木村では議員のみで行う協議・報告、勉強会等様々な形で行っています。

# 喬木村議会の流れについて(委員会1日～3日間)

## 常任委員会

付託議案審査



総務産業建設常任委員会、社会文教常任委員会、予算決算常任委員会があります。本会議で付託された議案、請願等を審査します。必要に応じて勉強会、研修会、現地調査を行うことができます。(事前に手続きが必要)

議案等審査



議案の詳細説明を受け、質疑・討論(賛成・反対)します。

採 決

合議を尽くし、最終的に委員会としての意思を決定します。

# 喬木村議会の流れについて(本会議2日目)

## 本会議(一般質問)

質 問



議会と言う質問は一般質問のこと。村政に関する方針等、課題解決に向けた議員提案等が望ましい。単なる質問や国の政策であっても、自治体の政策、戦略と関係ない質問は残念な質問。質問と答弁あわせて40分を超えて質問することはできません。

答 弁

村長等執行機関の長・課長・局長が答弁します。答弁者には議会基本条例で反問権が認められています。



## 予算決算委員会

議案等審査

最初の常任委員会後、再度の質疑・討論します。



採 決

最終的に委員会としての意思を決定します。

# 喬木村議会の流れについて(本会議3日目)

## 本会議(閉会日)

委員会報告

委員会の審査結果を委員長が議員に報告します



質疑・討論

委員会報告に対する質疑後、討論(賛成反対)します。



採 決

議会として最終的な意思決定をします。



閉 会

可決されたことで村長は事業執行が可能となります。



## 全員協議会(最終日)

全員協議会

議長主宰で村長・議会の協議・報告、意見調整等行います。



議員全員協議会

喬木村では議員のみで行う協議・報告、勉強会等様々な形で行っています。